

シエツド個別施設計画

平成 31 年 3 月

令和 8 年 3 月 改定

新潟県湯沢町

目 次

1	計画策定の背景、目的	1 頁
2	計画期間	1 頁
3	施設の現状	1 頁
4	個別基本方針（マネジメントの方向性）	2 頁
5	個別基本方針に沿った具体的な取組	3 頁
6	保全計画	5 頁
7	位置図	6 頁

1 計画策定の背景、目的

シェッドは、道路ネットワーク形成において、自動車や人が安全・円滑・快適に通行する空間を確保することを目的に設置された施設です。

本計画は、湯沢町公共施設等総合管理計画（平成29年2月策定）に基づき、定期点検による町道のシェッド（以下「シェッド」という。）の状態の把握、計画的な補修を着実に進め、シェッドの長寿命化とシェッドの補修や維持管理に係る経費の縮減を図りつつ、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していくために策定するものです。

今回、国では修繕計画の実施にあたり、新たにコスト縮減や事業の効率化を行うため施設の集約・撤去や新技術等の活用など短期的な数値目標やコスト削減効果を反映すべく、計画の見直しを求めている状況を踏まえ現計画を改定します。

2 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、令和9年度から令和17年度とします。なお、計画期間中の点検結果等を踏まえ、適宜、計画の更新を行います。

3 施設の現状

(1) 対象施設

施設名	所在地	路線名	建設年次	延長	幅員
岩鼻スノーシェッド	大字三俣	町道芝原三俣線	平成6年	134.0m	6.0m
谷後スノーシェッド	大字土樽	町道谷後線	平成6年	80.0m	6.5m
二居清津線鋼製スノーシェッド	大字三国	町道二居清津線	昭和47年	27.5m	6.0m

(2) 施設の現状

町が管理するシェッドは、令和7年4月1日現在3施設あり、建設後の経過年数は50年と高齢化の状況にある施設があります。

令和5年度に第2回目、3施設すべてを点検しており、令和10年度に3回目の点検を行います。

(3) 施設の課題

シェッドは、施設の崩壊に至った際の復旧が困難であり、非常に膨大な費用を要するため、長寿命化に向けた継続的な管理が望ましい施設です。

また、頂板の剥落や附属物の落下などは、運行車両や歩行者に直接被害を与える可能性があるため、第三者被害防止の観点から予防保全型（予防維持型）による管理を行い、適切な時期に補修を行うことで、補修に要する費用の縮減と予算の平準化を行う必要があります。

定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっています。

4 個別基本方針（マネジメントの方向性）

(1) 配置、規模及び機能の適正化について

町内には3施設のシェッドがありますが、道路ネットワーク形成において重要な施設であり、将来にわたってシェッドの機能を継続的に発揮するために、状態把握・維持修繕対策などの管理を行うことが必要となります。

(2) メンテナンスサイクルの基本的な考え方について

シェッドの老朽化対策を確実に進めるため、点検から始まり、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを構築します。

メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実施します。

(3) 定期点検について

定期点検については、施設単位で実施するものとし、5年に1回の頻度で、近接目視を基本とした点検を実施します。

点検方法は、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課」に基づき、実施します。

(4) 健全性の診断について

点検・調査の結果に基づき、健全性の診断を行い、診断結果により下表のとおり区分します。

シェッド等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

「判定区分Ⅳ」は、変状発見後、緊急に措置します。

「判定区分Ⅲ」は、変状発見後、5年以内に措置を講じます。

(5) 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

対策の優先順位の考え方として、

- ・ 損傷度合（判定区分Ⅳ＞判定区分Ⅲ＞判定区分Ⅱ 等）
- ・ 損傷が第三者に与える影響（頂板部＞側壁部 等）
- ・ 路線の重要度（迂回路の有無 等）

などを勘案し、計画的に補修を行っていきます。

(6) 記録について

各種点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

5 個別基本方針に沿った具体的な取組

図 5-1 に個別基本方針の流れを示します。

個別基本方針に沿った取り組みとして、方針に基づき補修・補強等の対策を実施し、その結果を定期点検等により確認する。行った対策の補修・補強履歴は適切に管理し、実績を踏まえた補修単価の設定や、点検結果から対策工法の耐久年の再設定を行い、修繕計画及び事業費推進制度の向上に努めます。

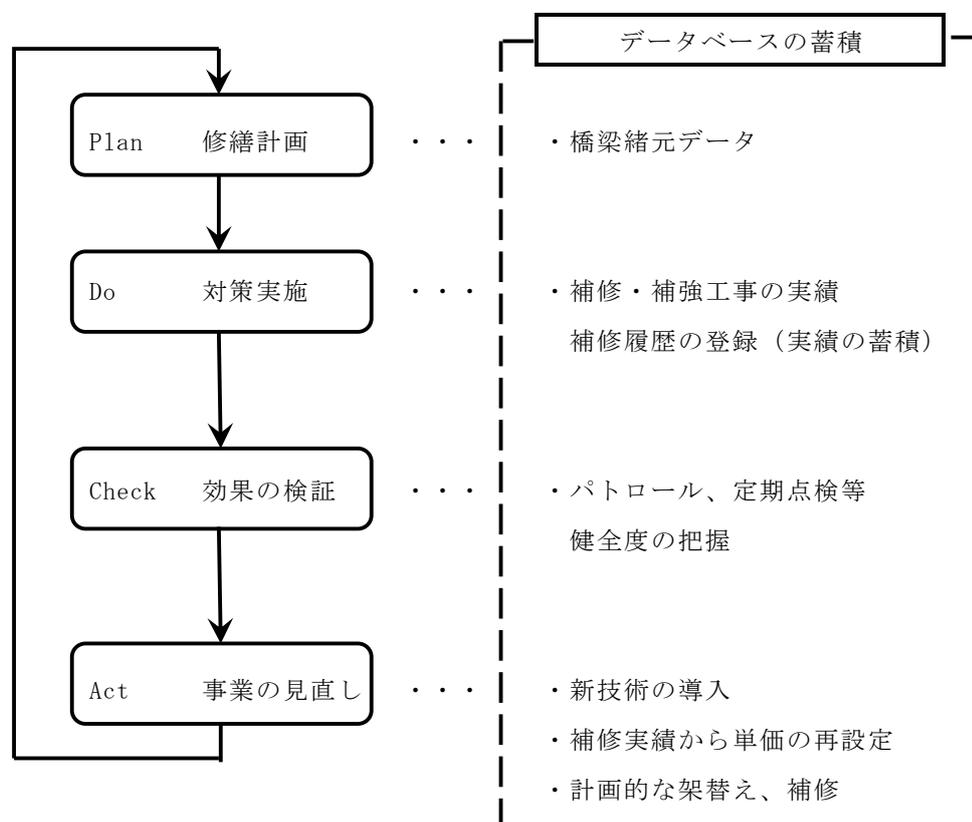


図 5-1 個別基本方針の流れ（概要）

(1) 基本方針の見直し

計画の年度別予算は変動の可能性が高いこと、また施設の損傷が急激に進むこともあり、定期点検までの間にもパトロール等により状態把握に努め、定期的に基本方針を見直すこととします。

(2) 新技術の活用

令和 11 年度までに、3 施設について新技術の活用を積極的に検討し、約 30 万円の修繕や点検等に係る費用の縮減や、事業の効率化等を図ります。

(3) 集約化・撤去に関する方針

集約化・撤去の検討を行った結果、対象となる管理施設は市街地と集落を結ぶ重要な路線であり、隣接する迂回路を通行した場合、以下のとおり迂回することになり、社会的活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことは困難である。なお、周辺状況や施設利用状況の変化により、集約化・撤去については、必要に応じて再度検討を行うものとする。

施設名	迂回延長	所要時間
岩鼻スノーシェッド	約 4 km	10 分
谷後スノーシェッド	約 6 km	15 分
二居清津線鋼製スノーシェッド	迂回路なし	—

(4) 点検結果

施設名	路線名	点検年度	点検結果
岩鼻スノーシェッド	町道芝原・三俣線	令和 5 年度	Ⅱ
谷後スノーシェッド	町道谷後線	令和 5 年度	Ⅱ
二居清津線鋼製スノーシェッド	町道二居清津線	令和 5 年度	I

(5) 対策内容と実施時期

上記点検結果に基づき、現時点では修繕等の予定はなし。

6 保全計画

対策内容及び実施計画	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	R 1 4	R 1 5	R 1 6	R 1 7
岩鼻スノーシェッド									
・定期点検		○					○		
・点検結果に応じた補修			○						▶
谷後スノーシェッド									
・定期点検		○					○		
・点検結果に応じた補修			○						▶
二居清津線鋼製スノーシェッド									
・定期点検		○					○		
・点検結果に応じた補修			○						▶

位置図

